

電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規則

(目的)

第1条 この規則は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律（平成10年法律第25号）第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を履行するため、特定非営利活動法人新宮ライフセービングクラブ（以下、当法人。）において行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、当法人の全ての役員及び会員に対して適用する。

(管理責任者)

第3条 この規則の管理責任者は、事務局長とする。

(電子取引の範囲)

第4条 当法人における電子取引の範囲は以下に掲げる取引とする。

- (1) いわゆるEDI取引
- (2) インターネット等による取引
- (3) 電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイルによる場合を含む。）
- (4) インターネット上にサイトを設け、当該サイトを通じて取引情報を授受する取引
(取引データの保存)

第5条 取引先から受領した取引関係情報は、以下に掲げる方法で、7年間電磁的記録の保存をする。

- (1) 電子メールに請求書等が添付された場合は、請求書等が添付された電子メールそのもの（電子メール本文に取引情報が記載されたものを含む。）を保存し、添付された請求書等を保存する。
- (2) 発行者のウェブサイトで領収書等をPDF等でダウンロードできる場合は、ダウンロードして保存し、HTMLデータで表示される場合は、スクリーンショットまたはHTMLデータを領収書の形式に変換（PDF等）して保存する。
- (3) 第三者等が管理するクラウドサービスを利用し領収書等を授受する場合は、クラウドサービスから領収書等をダウンロードして保存する。
- (4) 会員がスマートフォン等のアプリを利用して経費を立て替えた場合は、会員のスマートフォン等に表示される領収書データを電子メールにより送信させて保存する。この場合、スクリーンショットによる領収書の画像データでも構わない。

(運用体制)

第6条 保存する取引関係情報の管理責任者は、事務局長とする。

(訂正削除の原則禁止)

第7条 保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則として禁止する。

(訂正削除を行う場合)

第8条 業務処理上やむを得ない理由によって保存する取引関係情報を訂正または削除する場合は、管理責任者は「取引情報訂正・削除申請書」に以下の内容を記載の上、理事長へ提出すること。

- (1) 申請日
 - (2) 取引伝票番号
 - (3) 取引件名
 - (4) 取引先名
 - (5) 訂正・削除日付
 - (6) 訂正・削除内容
 - (7) 訂正・削除理由
 - (8) 処理担当者名
- 2 理事長は、「取引情報訂正・削除申請書」の提出を受けた場合は、正当な理由があると認める場合のみ承認する。
 - 3 理事長は、前項において承認した場合は、管理責任者に対して取引関係情報の訂正及び削除を指示する。
 - 4 管理責任者は、取引関係情報の訂正及び削除を行った場合は、当該取引関係情報に訂正・削除履歴がある旨の情報を付すと同時に「取引情報訂正・削除完了報告書」を作成し、当該報告書を理事長に提出する。
 - 5 「取引情報訂正・削除申請書」及び「取引情報訂正・削除完了報告書」は、事後に訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、訂正・削除の対象となった取引データの保存期間が満了するまで保存する。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。